

## 相続時における預貯金の仮払い制度

相続が発生した場合、現在は亡くなられた被相続人の預貯金の口座は凍結され、その口座から預貯金の引出しをするためには相続人全員の同意のもとに遺産分割協議書を作成し所定の手続きをとることが必要でした。

こうした事により、現金が必要になる葬儀費用の支払いや生活費の準備などに支障が出ることもありましたが、今回の法改正により遺産分割前に相続人が単独でも金融機関に預貯金の払い戻しを求められることができる仮払い制度が新設されました。

### 《仮払いできる金額》

仮払い制度を使って預貯金を引き出すことができる金額には上限があり、次の①と②のいずれか小さい金額になります。

- ① 相続開始時の預金残高  $\times$  1/3  $\times$  法定相続分
- ② 150 万円

ただし、この上限は金融機関ごとの上限となるので、複数の金融機関に預貯金がある場合には、それぞれの金融機関の預貯金に対してこの上限金額が適用となります。

### 《仮払い制度の開始日》

相続における仮払い制度が利用できるのは、令和元年 7 月 1 日からとなります。

この制度は 7 月 1 日以前に相続が発生した場合でも、金融機関に対する仮払いの申請日が 7 月 1 日以降であれば利用することができます。